

事業対象国における主な留意事項

「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の実施やその後のビジネス展開を検討するうえで、特に留意が必要な対象国の情報となります。応募スキームによって実施可能な活動・支出可能な費目は異なりますので、募集要項をご確認ください。

本支援事業の実施に際し協議議事録の締結が必要となる場合において、以下に留意事項を記載していない国も含め、カウンターパート（以下、「C/P」）によっては、協議議事録の署名に数ヶ月から1年以上の長時間を要する可能性があります。応募前からC/P（C/Pの法務担当を含む）と具体的な署名・輸入手続き・機材譲渡プロセスについて協議を進めておくことを推奨します。

また、途上国での事業実施やその後のビジネス展開を検討するうえで、当該国の治安状況は非常に重要な要因となります。治安・安全対策情報については**必ず JICA の安全対策措置を確認のうえ、同措置を踏まえた提案**をお願いします。

以下に記載のない国であっても、応募に際しては JICA から最新情報を入手してください。

国名	留意事項
イラク	<ul style="list-style-type: none"> 事業/調査対象地はエルビル市内のみとなり、他の地域は安全管理上の理由から訪問出来ません。エルビル市内のみで活動が完結する提案をしてください。
イラン	<ul style="list-style-type: none"> 2023年6月現在、核開発問題等にかかわる経済制裁が継続中です。送金・代金決済、米国 OFAC の発行する SDN リスト（制裁対象リスト）に掲載されている個人・団体との取引の禁止等、制約が多くある状態となっています。事業提案の際は、十分な情報収集をはじめ、事前の準備にご留意願います。
インド	<ul style="list-style-type: none"> インド政府関係者が ODA 関連で海外へ渡航（日本への渡航を含む）する際にはインド政府内の承認が必要となり、同承認の取得は極めて困難であることから、本邦受入活動の実施は原則不可としています（民間人を招へいすることは可）。 事業実施に際し、中央省庁及びその傘下機関を C/P とすると、文書のやり取り等で年単位の時間を要することもあり、事業の円滑な実施が困難となる可能性が高いことから、C/P は各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> 内資企業保護の観点等から、外資企業のビジネス展開には以下の規制等があるため、提案前に実情を理解し、調査内容やビジネスモデルを検討することが必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 現地法人の設立や現地企業への出資等には、最低投資額 100 億ルピア（土地建物除く）が必要（事業分野によっては外資出資比率も定められているため、詳細は投資省や JETRO のホームページを参照）。 ■ （2021 年大統領令改正により）政府が調達を行う際は、インドネシ

	<p>ア国内製品の調達が優先される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材を本邦へ持ち帰ることを前提とする調査においても、公的機関を C/P にする場合、協議議事録への署名を求められる場合があります。C/P がインドネシア政府（中央省庁・地方政府）の場合、下記の点にご留意願います。なお、国立大学、国営企業・国立病院を署名者とすることも可能です。 <p>【協議議事録署名者に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府が署名する場合 財務省規定により、C/P となる中央省庁との協議議事録の署名者は大臣もしくは大臣が署名権限を委譲した者とされており、中央省庁のみが署名を行う場合であっても、一部省庁においては、内容の確認及び、協議議事録署名に係る調整に時間を要する可能性があります。 ・ 地方政府が関与する案件の場合 権限を移譲された地方政府と中央政府、双方との調整、承諾が必要となり、協議議事録の調整に時間を要します。協議議事録へは地方政府が単独で署名をすることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。 <p>【協議議事録の言語に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録については、大統領令により英語に加えてインドネシア語でも作成することが定められており、提案企業による対応が求められています。同大統領令には、両言語の解釈に相違がある場合は英語を優先すると記載されています。 <p>【報告義務に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況及び、プロジェクト予算とその支出状況を英語で 1 年に 1 回程度中央省庁へ報告する義務が発生します。同報告に付随して、事業終了後に問合せが入る場合もあります。 ・ 機材を譲与する際も、中央省庁へ報告する義務があります。地方政府も関与する案件の場合、機材譲与の調整に、6 カ月～1 年程度を要することもあります。
ウズベキスタン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦から持ち込む資機材は、事前に免税・通関手続き（医療器材の場合は別途登録手続きが必要となる可能性もある）を、担当省庁と MIIT (Ministry of Investment, Industry, and Trade) を通して行う必要があります。担当省庁と MIIT 間のやりとりが必要であり、また必要書類が機材や案件によって変わる可能性があるため、早めに（ウズベキスタンは省庁再編が頻繁に行われることもあり、機材輸送の 2 - 3 ヶ月前目途）両省庁に相談をすることを推奨します。
エクアドル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の持込みについては事前に C/P や JICA 事務所と持込み可否も含めて確認願います。
エチオピア	<ul style="list-style-type: none"> ・ エチオピア政府は、G20 による「債務支払猶予イニシアティブ (DSSI) 後の債務措置に係る共通枠組」の下での債務措置を要請しており、今後債務措置の一環として、緊縮財政が必要となる可能性が高く、当面の間、政府関係機関を C/P とする場合には、先方の予算及び執行状況にも留意が必要です。
エルサルバドル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
ガーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022 年 12 月の一部債務不履行が示すとおり、ガーナ政府の財政状況が厳しくなっています。ガーナは 2023 年 5 月、「債務支払猶予イニシアティブ (DSSI) 後の債務措置に係る共通枠組」の資金保証を得、IMF から 3 年間で 30 億ドルの支援を得ることとなりましたが、財政状況の好転には時間を要すると考えられるため、政府関係機関を C/P とする場合には先方の予算及び執行状況にも留意が必要です。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦から持ち込む資機材を使用した活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に 2~3 月程度（免税手続きがある場合はさらに 1~2 か月追加）を要します。機材の持込みを含む提案の場合は、これらの必要月数を勘案し、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。
キューバ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務／調査従事者がキューバに入国する場合、事前の査証取得が必要であり、必要な手続きに 1 カ月以上を要します。 ・ 資機材等の持込みや通関に際して、キューバ関係機関への申請手続き等が必要となり、特に通信機器、コンピューター機器については規制が厳しくなっています。業務／調査従事者の派遣、機材の持込みについては、特に余裕を持った計画を提案願います。 ・ 米国による対キューバ経済制裁により、キューバとの商取引、機材の輸出入等に対し、米国政府が取引規制をかけているため留意が必要です。
グアテマラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
コスタリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引・輸出取引の両方において、電子インボイス制度の適用があるため、DIAN (Dirección de Impuestos y Aduanas Nacionales) にその登録手続きが必要です。登録には 20 営業日程度かかり、現地会計事務所を通じて行う必要があります。
コンゴ民主共和国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年 12 月に大統領選挙が予定されており、大統領候補者が決まる 11 月中旬から大統領が決定する 2024 年 1 月中旬まで治安悪化の懸念があり

	<p>ます。2019 年の大統領選挙時は暴動等により混乱が大きく問題になることはありませんでしたが、政情不安定化、治安状況を注視する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施前に要請書や覚書など、先方機関から監督省庁、窓口の外務省を通じて公式化されるのに時間を要するため、前広に準備を開始することが重要となります。 ・ 調査等の段階から、中央省庁および関係機関との協議、議事録等の書類はフランス語を正とすることが基本となっているため、フランス語通訳の備上を推奨します。 ・ 調査の機材持ち込みについて、実施機関や JICA 事務所に持ち込み可否についてご連絡ください。 ・ 査証の取得について、JICA 事務所の招聘レターの他、大使館の口上書に先方外務省の受付公印が必要になるため、前広に渡航日程を確定することが必要です。
ザンビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ザンビア政府は、2020 年 11 月に一部債務不履行に陥り、現在、G20 による「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」の下での債務措置を要請しています。IMF により 2025 年までの予定で総額 13 億ドルの財政支援を受ける予定ではあるものの、当面の間、ザンビア政府は厳しい財政運営が予想されることから、政府関係機関を C/P とする場合には、先方の予算（予算要求・成立時期含め）及び執行状況にも留意が必要です。 ・ 機材譲渡を伴う提案を含め、協議議事録締結を行う際、ザンビア側実施機関との合意、締結に先立ち、ザンビア側法務省による事前承認が必要となる場合があります、調整・合意までに相応の時間を要するので留意願います。
スリランカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ スリランカ政府関係機関の担当者を本邦受入活動で招へいする際は、スリランカ政府関係機関との協議議事録の署名が必要です。 ・ 政府関係機関（実施機関、主管省庁、対外援助局）との協議議事録への署名前に、以下の作業が追加的に必要となるため留意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 提案法人が案件概要資料（英文による事業概要と製品・技術の説明を記入するもの、アウトラインプロポーザルと呼ばれる場合もある）を作成し、C/P の了承を得る。なお、案件概要資料に特定の様式は無いため、必要情報は C/P に確認する必要がある。 ■ C/P から対外援助局（External Resources Department、以下「ERD」）に案件概要資料を提出し、協議議事録交渉を行うための了承を取り付ける（JICA スリランカ事務所にも ERD 宛書類のコピーを送付）。案件概要資料提出から了承を得られるまでの期間の目安は 2 週間程度。 ■ 提案法人が Project Submission Formats (PSF) を入手（提案法人と C/P で共同作成する。同時に協議議事録の協議を進める）。PSF のフォーマットは、国家計画局（Department of National

	<p>Planning、以下「NPD」) のホームページ (http://www.npd.gov.lk/index.php/en/) から入手可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ C/P が NPD に PSF を提出し、ERD 及び財務省から了承を取り付ける。PSF 提出から了承を得られるまでの期間の目安は1カ月。 ■ 了承を取り付けた後、スリランカ政府関係機関と協議議事録に署名する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済危機の影響で、一部輸入品目に制限が課せられています。(ライセンス取得が必要な品目・輸入禁止とされている品目等) 機材輸入を検討される場合は、スリランカ側外務省の事前確認する必要がありますので、留意願います。 ・ 経済悪化に伴い物価高騰や燃料の給油制限が継続されていますので、渡航に際しては、治安状況や事業実施に支障がないか等について事前に十分な情報収集を行うようご留意願います。
セネガル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年大統領選挙が予定されており、デモ等(ときどき死者も出ている)の可能性が引き続きあります。 ・ 調査等の段階から、中央省庁および関係機関との協議、議事録等の書類はフランス語を使用しているため、フランス語通訳の備上を推奨します。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録の作成時、C/P によっては英語に加えてタイ語での作成を求められる場合があります。
ドミニカ共和国	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA が行うすべての事業は国際協力関連窓口である経済企画開発省(MEPyD) を通じて調整する取決めとなっており、実際の C/P とは別に経済企画開発省とも比較的早い段階でコンタクトをとることが推奨されますので、JICA 当事務所にご相談ください。 ・ 本支援事業においても先方政府との合意文書の署名が必要であり、本邦企業、C/P、経済企画開発省(MEPyD)、JICA の4者が署名者となります。 ・ 事業実施・運営上の公式な協議及び協議議事録等の書類作成については、スペイン語が必要となります。JICA 事務所から通訳者を紹介することも可能です。 ・ 2024年2月に統一地方選挙、同年5月に大統領選挙が予定されており、それらの時期及び前後に先方政府との調整などに影響が生じる可能性があります。また、平時は治安にかかる制限の少ない国ですが、同期間につきましては状況により安全対策上留意が必要となる可能性があります。
ネパール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議議事録署名について、地方政府が単独で協議議事録の署名者となることは認められておらず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要であるため、ネパール政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。
ニカラグア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
パキスタン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地業務を開始するにあたっては、援助窓口官庁である経済省(Economic Affairs Division: EAD) を通じて、連邦政府又は州政府関係機関(実施

	<p>機関、主管省庁) から要請書を取り付ける必要があります。要請書の取り付けに通常 3~4 カ月程度を要するため留意が必要です (内容等により 6 カ月以上を要する場合もあり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ確認調査の場合は、要請書の取り付けは不要です。
パナマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉、手続き、事業実施・運営上の協議議事録等の書類作成はスペイン語が基本となります。従って、先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
パプアニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本支援事業を行うにあたっては、投資促進庁 (IPA) に投資促進庁証明書を提出する必要があります。 ・ 投資促進法により自国民のみに認められている事業活動も存在するため、事前に投資促進庁に確認を行う必要があります (詳細は PAPUANEWGUINEA 投資ガイドブック (https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf) を参照ください)。
パラグアイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成についてスペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。 ・ 現地政府とのやり取りを円滑に行うために、可能な限り現地でのコーディネートの支援を得られる協力先を確保いただくことを推奨します。
パレスチナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒト・モノ・カネの移動に思わぬ時間や労力がかかる場合がございます。 ・ パレスチナのうちガザ地区を実効支配する「ハマス」など、日本国の外為法に基づく資産凍結等の措置リストに掲載されている組織・団体が複数あります。事業提案の際は、上記の点を含む十分な情報収集及び事前準備が求められます。(参考情報：財務省ウェブサイト 経済制裁措置及び対象者リスト：財務省 (mof.go.jp))。
ブータン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資やビジネスに係る調査目的でのブータン入国にあたっては、観光税 (Sustainable Development Fee: SDF) が課される可能性があります。なお、MoICE (Department of Industry, Ministry of Industry, Commerce and Employment) による許可を受けた場合については、SDF が免除される可能性があります (詳細は JICA 事務所にお問い合わせください)。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジルへの機材輸入にあたっては、合計税率が 70~100%となる関税等の間接税が課税されるため、事業計画では同課税分も考慮した予算計上が必要となります。小型でも課税される場合があるので十分留意ください。 ・ 高額機材を現地調達する場合は、法人登録番号 (CNPJ) の取得が必須となり、同取得には 2~6 カ月程度を要します。調査団員にブラジルで CNPJ を持つ現地パートナー企業を配置し、同企業を通じて機材調達を行う等、機材調達を円滑に実施できる体制を整えた上で提案願います。 ・ 公的機関の C/P との協議議事録等は、英語の他にポルトガル語での作成を求められることがあります。また、正式文書の締結には 2~6 カ月程度かかりますので、考慮した上で調査計画を立案ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器の場合、サンプルを用いた実証であっても認証登録が必要な場合がある為、事前確認が必要です。 ・ 従来のブラジル調達法では、外国企業は基本的に国際調達にしか応札が認められていませんでした。その為、現地法人を設立するか、現地企業を介して参入することが必須でしたが、2021年に導入された新公共調達法では外国企業も全ての調達形式に参入できるようになりました。他方、現時点では上記の規制緩和が完全には実施されておらず、2024年3月末までは調達機関が新旧どちらの法令に則って調達するか決定することが出来るため留意が必要です。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ C/Pとの協議議事録等は、C/Pによっては英語の他にベトナム語での作成を求められることがあります。 ・ ベトナムにおいて、外国の個人・法人・機関等がベトナムの公的機関と協働で調査や実証事業を行う場合、事業開始にあたりベトナムの政令80号(Decree No. 80/2020/ND-CP)等に則った承認を得る必要が生じる可能性があります。どのようなケースで必要となるかについて、事前にベトナム事務所への相談を推奨します。 ・ 政令80号に基づく活動承認申請が必要な場合には、公的機関(C/P)がその管轄機関(管轄省庁または活動地の地方人民委員会)に活動承認申請を行い、承認決定書を得る必要があります。従って、それらの手続きに一般的に2か月～6か月程度、場合によっては1年以上を要します。 ・ 上記の活動承認決定書が下りた場合、輸入税、付加価値税、特別消費税の免税手続きが可能となります。調査・事業終了時にC/Pに対して機材を譲与する予定がある場合は、輸入手続き前に免税手続きを行う必要があります。
ベナン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本支援事業を行うにあたっては必要な許可(関係省庁からの書簡で可)を取付ける必要があります。通常1か月程度要します。なお、JICAベナン支所が当該事業について関係省庁に事前にインプットすることも可能ですので、採択後速やかにJICAベナン支所へ連絡をお願い致します。
ボリビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦から持ち込む資機材を使用した活動を行う場合、当国の法令上、通関・輸送に10か月程度(内容により1年以上)を要します。機材の輸入を含む提案の場合は、スケジュール上余裕を持った計画を提案願います。 ・ 商習慣や税制については、「ボリビア投資ガイド(2020年3月) (https://www.jica.go.jp/bolivia/ku57pq0000046d10-att/investment_guide_202003.pdf)」を参照願います。 ・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成についてスペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
ホンジュラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成についてスペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。

マレーシア	<ul style="list-style-type: none">・ 協議議事録の相手国側署名者が中央政府となる場合、外国機関との覚書締結承認に係る法令上、閣議での了承を取ることが必要となり、案件開始以前に多大な時間と労力を要することが想定されます。そのため、事業に支障がなければ、中央政府をC/Pにしない等協議議事録に中央政府の署名が必要でない体制にすることを推奨いたします。・ 協議議事録をC/Pと締結する前に、経済省国際協力局の事前承認が必要となるため、時間に余裕を持った準備が必要となります。
南アフリカ共和国	<ul style="list-style-type: none">・ 薬剤や試薬及び医療機器の供与/販売においては、南アフリカ医療製品規制庁（SAHPRA: South African Health Products Regulatory Authority）への事前登録が必要となります。
メキシコ	<ul style="list-style-type: none">・ 各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議、協議議事録等の書類作成についてスペイン語が必須となります。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。

以上